

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-1 教育の基礎的理解に関する科目等 (栄養学部栄養学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理(養栄)	2		1	1科目2単位 選択必修 栄養学部栄養 学科開設科目
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論(養栄)	2		2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学(養栄)		2	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		発達心理学 ※		2	3	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別支援教育(養栄)	1		2	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	6	道徳・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術(養栄)	2		3	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		3	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談(養栄)	2		3	
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	栄養教育実習	2		4	
	教職実践演習	2	教職実践演習(栄養教諭)	2		4	
法定最低修得単位数 18単位			必修科目を含む23単位以上				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教育の基礎的理解に関する科目等については、本学で開講する必修科目を含む23単位以上を修得しなければならない。
3. 教育の基礎的理解に関する科目等の修得単位は、卒業認定の単位には加算されない。但し、学科に開設している科目は、卒業認定の単位に加算される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-2 栄養に係る教育に関する科目 (栄養学部栄養学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目	科目区分	授業科目	単位		配当年次	履修方法
			必修	選択		
栄養に係る教育に関する科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項	学校栄養教育Ⅰ	2		3	
	・食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養教育Ⅱ	2		3	
法定最低修得単位数 4単位		必修科目4単位				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 栄養に係る教育に関する科目については、本学で開講する必修科目2科目4単位を修得しなければならない。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-3 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (栄養学部栄養学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4	
体育	2	健康スポーツ実習A	1		1・2・3・4	
		健康スポーツ実習B	1		1・2・3・4	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションA	1		1・2・3・4	
		英語コミュニケーションB	1		1・2・3・4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器の操作Ⅰ	1		1	
		情報機器の操作Ⅱ	1		1	
法定最低修得単位数 8単位		必修科目8単位				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目については、本学で開講する必修科目8単位を修得しなければならない。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-4 教育の基礎的理解に関する科目等：幼稚園教諭一種

(教育学部教育学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
				必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教師論	2		2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論	2		3	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学		2	1	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別支援教育	2		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育の方法と技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2		2	
	幼児理解の理論及び方法		子ども理解と教育相談	2		2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習A(幼稚園) (事前事後指導1単位を含む)	5		4	5単位 選択必修
			教育実習B(小学校) (事前事後指導1単位を含む)	5		3	
	教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小)	2		4	2単位 選択必修
			保育・教職実践演習(幼稚園)	2		4	
法定最低修得単位数21単位			必修科目を含む23単位以上				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教職の基礎的理解に関する科目等のうち、法定最低修得単位数(幼稚園教諭21単位)を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-5 教育の基礎的理解に関する科目等：小学校教諭一種

(教育学部教育学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
				必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教師論	2		2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論	2		3	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学		2	1	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別支援教育	2		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育指導論	2		2	
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		3	
	特別活動の指導法		教育の方法と技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2		2	
	教育の方法及び技術		生徒指導・進路指導	2		3	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育相談	2		2	
	生徒指導の理論及び方法		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2		3	
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習A(幼稚園) (事前事後指導1単位を含む)		5	4	5単位 選択必修
			教育実習B(小学校) (事前事後指導1単位を含む)		5	3	
	教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小)	2		4	
法定最低修得単位数27単位			必修科目を含む29単位以上				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教職の基礎的理解に関する科目等のうち、法定最低修得単位数(小学校教諭27単位)を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-6 教科及び教科の指導法に関する科目：小学校教諭一種
(教育学部 教育学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
				必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	10	国語(書写を含む)		2	1	選択科目 5科目 10単位以上 を修得
			社会		2	2	
			算数		2	2	
			理科		2	1	
			生活		2	2	
			音楽		2	2	
			図画工作		2	2	
			家庭		2	2	
			体育		2	2	
			外国語		2	2	
	各教科及び教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	20	国語(書写を含む)	2		2	
			社会	2		2	
			算数	2		2	
			理科	2		2	
			生活	2		3	
			音楽	2		3	
			図画工作	2		3	
			家庭	2		3	
			体育	2		3	
外国語	2		3				
法定最低修得単位数 30単位			必修科目を含む30単位以上				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教科及び教科の指導法に関する科目については、教科に関する専門的事項の選択科目5科目10単位以上及び各教科の指導法の必修科目10科目20単位について、あわせて30単位以上を修得しなければならない。
3. 教科及び教科の指導法に関する科目のうち、法定最低修得単位数30単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-7 領域及び保育内容の指導法に関する科目：幼稚園教諭一種
(教育学部 教育学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
				必修	選択		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域専門的関心事	16	幼児と健康		1	1	2科目 2単位以上 を修得
			幼児と人間関係		1	2	
			幼児と環境		1	2	
			幼児と言葉		1	2	
			幼児と表現		1	2	
			保育内容(総論)	2		1	
	保育内容(健康)	2		2			
	保育内容(言葉)	2		2			
	保育内容(人間関係)	2		2			
	保育内容(環境)	2		3			
	保育内容(表現)	2		3			
	音楽表現Ⅰ	1		1			
	音楽表現Ⅱ		1	1			
	造形表現Ⅰ	1		1			
造形表現Ⅱ		1	1				
法定最低修得単位数 16単位			必修科目を含む16単位以上				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 領域及び保育内容の指導法に関する科目は、領域に関する専門的事項の本学で開講する必修科目を含む3科目6単位以上及び保育内容の指導法の本学で開講する必修科目を含む14単位以上を修得しなければならない。
3. 領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち、法定最低修得単位数16単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-8 大学が独自に設定する科目：小学校・幼稚園教諭一種（教育学部 教育学科）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等					
科目区分	単位		授業科目	単位		配当年次	履修方法
	小	幼		必修	選択		
大学が独自に設定する科目		14	子ども英語		2	2	
			国際子ども支援学		2	3	
			生活健康論		2	3	
			食育指導論		2	3	
			食育実践論		2	3	
			子どもとメディア		2	3	
			児童国語		2	1	
			児童算数		2	2	
			児童生活		2	2	
			子ども音楽		2	2	
			子どもスポーツ		2	2	

< 備考 >

1. 小学校教諭の大学が独自に設定する科目については、開設せず、法定最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」をあわせて2単位以上を修得しなければならない。
2. 幼稚園教諭の大学が独自に設定する科目については、本学で開講する選択科目11科目22単位及び、法定最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」をあわせて14単位以上を修得しなければならない。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-9 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（教育学部教育学科）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4	
体育	2	健康スポーツ	2		1	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションA	1		1・2・3・4	
		英語コミュニケーションB	1		1・2・3・4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器の操作Ⅰ	1		1	
		情報機器の操作Ⅱ	1		1	
法定最低修得単位数 8単位		必修科目8単位				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。（卒業要件の必修とは異なる）
2. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目については、本学で開講する必修科目8単位を修得しなければならない。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-2-1 教育の基礎的理解に関する科目等 (看護学部看護学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理(養栄)	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論(養栄)	2		1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学(養栄)	2		2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育(養栄)	1		2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(養栄)	2		1	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術(養栄)	2		3	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		3	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談(養栄)	2		2	
教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習	5		4	事前事後指導 1単位含む
	教職実践演習	2	教職実践演習(養護教諭)	2		4	
法定最低修得単位数 21単位			必修科目を含む26単位以上				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教育の基礎的理解に関する科目等については、本学で開講する必修科目26単位を修得しなければならない。法定最低修得単位数を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目に算入される。
3. 教育の基礎的理解に関する科目等の修得単位は、卒業認定の単位には加算されない。
4. 大学が独自に設定する科目は開設せず、法定最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて7単位以上を修得する。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-2-2 養護に関する科目 (看護学部看護学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	科目区分	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
				必修	選択		
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む)	4	公衆衛生学	1		3	
			保健統計学	2		2	
			疫学	2		2	
	学校保健	2	学校保健	2		2	
	養護概説	2	養護概論	2		2	
	健康相談活動の理論及び方法	2	健康相談	2		3	
	栄養学 (食品学を含む。)	2	栄養学	2		2	
	解剖学及び生理学	2	解剖生理学Ⅰ	2		1	
			解剖生理学Ⅱ	2		1	
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	病原微生物学	2		1		
		臨床薬理学	2		2		
精神保健	2	精神看護対象論	2		2		
看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学概論	2		1		
		早期体験実習	2		1		
		小児看護対象論	2		2		
		母性看護対象論	2		2		
		地域・在宅看護学概論	2		2		
救命救急学演習	1		3				
法定最低修得単位数 28単位			必修科目34単位				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 養護に関する科目については、本学で開講する必修科目18科目34単位を修得しなければならない。法定最低修得単位数を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目に算入される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-2-3 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (看護学部看護学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位		本学で開講している科目区分等				
科目	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4	
体育	2	健康スポーツ実習A	1		1・2・3・4	
		健康スポーツ実習B	1		1・2・3・4	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションA	1		1・2・3・4	
		英語コミュニケーションB	1		1・2・3・4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器の操作Ⅰ	1		1	
		情報機器の操作Ⅱ	1		1	
法定最低修得単位数 8単位		必修科目8単位				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目については、本学で開講する必修科目8単位を修得しなければならない。